

# 建武政権と後醍醐天皇綸旨

——「一同の法」の意義をめぐって——

丸 谷 豊

一

一三三三（正慶二、元弘三）年五月、鎌倉幕府が滅亡して、後醍醐天皇による政権が成立する。いわゆる建武政権の歴史的性格をめぐって、これまで天皇権の突出として解釈されてきた。中国の宋朝にならつての君主独裁制を指向したと理解するに ついても、権門体制を否定する封建王政と評価<sup>①</sup>するにしても、それは同様である。後醍醐天皇から発給された綸旨はきわめて多い。建武政権を象徴する表現として、綸旨万能という言葉がある。すべては綸旨をもつてというのである。しかし、こと所領政策として考えてみると、綸旨至上主義が方針とされていたとすることは、疑問がある。綸旨とい

うのは、天皇の意志を奉じて、廷臣の名で出される奉書であつて、個人から個人に宛てられた書状であつてみれば、天皇の意向を通知するだけのものにすぎない。天皇の意向が尊重されればこそ、綸旨も公驗となる。天皇の意向について一般に表明するとあれば、詔があり勅があり宣旨があつて、太政官符とか官宣旨によることもできる。②すでに朝廷における裁許などにあつては、院宣とともに、綸旨が用いられるようにはなつていた。ただ、それはあくまでも廷臣の範囲である。後醍醐天皇の綸旨には、一般の武士に宛てられたものも出てくる。けれど、他の本所の支配下にもあり、その身分からして朝廷に参入することもなかつたであろう、一般の武士などによる所領をめぐつての相論についてまで、綸旨で裁許しようとしたものであろうか。③

所領政策として綸旨万能であつたとされているのは、元弘三年六月十五日に出された、次の口宣案で知られる、宣旨の解釈によるものである。

元弘參年六月十五日 宣旨、近日凶惡輩寄絆於兵革濫妨、民庶多愁、爰軍旅已平、聖化普及、自今以後不帶 綸旨者、莫致自由之妨、若違犯法全族者、国司及守護人等不待 勅断、召捕其身、宣經 奏聞、

藏人右衛門権佐 藤原光守<sup>⑤</sup>

戦乱の状態を終結させ、平和の回復を宣言する。そして、「不帶綸旨者、莫致自由之妨」とある。綸旨によらない濫妨を禁ずることとは、綸旨さえあれば濫妨も濫妨でなくなることである。

黒田俊雄「建武政権の所領安堵政策について」<sup>⑥</sup>（以下、黒田論文と称する）では、この宣旨が発布されたのは、当知行安堵の方針を宣明するためであつて、宛行などの所領を移動させるような、特に護良親王の令旨を破棄するところにその意図があつたとされている。元弘三年の十月五日には発令されていたと思われる、検断事書の断片として、

一 所々濫妨事闕是非、先可沙汰居本知行之仁、有違犯輩者永可断訴訟事、

一 不帶 綸旨、致自由妨輩事、

去六月十六日被下 宣旨了、近日或帶宮之令旨、或称国

司守護被管、或又地下沙汰人以下、任雅意、有濫妨事、

如此輩<sup>⑦</sup>此未切テ不見

とあり、護良親王（であろう）令旨による行動が濫妨と認定されているからである。黒田論文の説くところは、天皇をして最高封主たらしめることが、元弘三年六月十五日宣旨の意義であつたとするにある。所領を媒介として主従関係を設定するについて、綸旨至上主義が認められているのである。

佐藤進一『南北朝の動乱』<sup>⑧</sup>（以下、佐藤論文と称する）は、ここに旧領回復令を見ている。旧領を回復するためには、綸旨の発給を待たなければならぬというわけである。しかし、元弘三年六月十五日宣旨そのものを旧領回復を命じた法令と想定するのは、問題があらう。そのような法令が出されていたとすれば、元弘三年六月十五日宣旨よりも以前のことであつたと思われる。六波羅攻めをひかえて、元弘三年五月三日付で、千種忠顕に与えられた勅制の軍中法に、その第一条として、

一 勲功賞事

右武士以下緇素貴賤、不論其人於致合戦忠之輩者、本所帶本訴等安堵之外、各新可有不次之恩賞、其功及子孫、可令永代相伝之条、勿論也、又戰場墜命者、其子孫妻妾并親類郎從等中、雖為何仁、撰其器用宛賜所領可令継其跡矣、<sup>⑨</sup>

とある。飯倉晴武「後醍醐天皇と綸旨」<sup>⑩</sup>の説くごとく、元弘三年六月十五日宣旨の禁じた濫妨には、この軍中法の規定にもとづく、実力による旧領の回復などが含まれていたと考えられる。

旧領を回復することは、本領安堵と呼ばれていた。戦乱の間に本領安堵をもつて軍勢を催促するのは、まま見られたところである。護良親王も含めてであろうか、すでに大将のレベルで本領安堵が実現されていたものであろう。ここで注意したいのは、元弘三年六月十五日宣旨の口宣案が「金剛寺文書」として残されていることである。金剛寺にしてみれば、綸旨によらない濫妨を禁じた、元弘三年六月十五日宣旨の口宣案は、寺領の当知行安堵としての意味があつたことになる。

東洋文庫に所蔵する「香取田所文書」には、いわゆる建武の徳政令について伝えた、一連の文書が収められている。<sup>⑪</sup>この文書は、「海上本」と「神崎本」からなるとされる。建武元年の五月のころかと考えられるが、そのころ在京していたのであろう、海上竹本殿の子息某は、記録所の壁書について案文を作成して、故郷の親父のもとに送った。これが「海上本」である。「神崎本」というのは、神崎別当某が所持していたものを、建武元年十月二十四日に写し取ったものとされている。

沽却地についての規定を、「神崎本」によって示す。

#### 沽却地事

承久以来沽却不可依御下文、買主滅亡者、本主可進退之、  
両方共参御方致軍忠、且可有其沙汰、元徳三年以後、殊以  
本主可進退之、<sup>⑫</sup>

「海上本」を参照すれば元弘元年とあるべきところなのに、元徳三年とある。元弘元年八月二十四日、後醍醐天皇は京都を出奔する。元弘の変である。元徳三年は、八月十日に元弘と改元されていたのであるが、関東ではこれを用いなかった。「神崎本」は鎌倉幕府の正統性を認めた立場から書かれたと考えられる。とすれば、「御下文」とあるのも、建武政権から発給された文書をいうのではなく、鎌倉幕府の発給した、買得安堵の下文を指すものと知られる。

ここでは、沽却地の取戻をめぐって、二つの論理が展開されている。まず一つには、鎌倉幕府から発給された文書を無効とする論理である。鎌倉幕府による買得安堵が無効ということになれば、それがあつての相伝は認められず、買主の側が滅亡してしまうと、本主の取戻が当然にできることになる。しかし、買主も後醍醐天皇の側について軍忠のあつた場合には、せめて相論となるだけである。ところが、元弘元年以降については、すべてが本主に返付されることになっている。ここに、いま一つの論理が想定されてくる。

元弘の変がおこると、後醍醐天皇の側の抗戦もむなしく、

九月二十日には光厳天皇が踐祚し、翌年には、後醍醐天皇は隠岐に流されて、光厳天皇が即位して、正慶と改元される。

この間のことについては、後醍醐天皇の側としては、鎌倉幕府の強制によるものとして、無効としていたことはもちろんである。元弘三年五月七日に六波羅探題は滅亡し、五月二十一日には鎌倉幕府も滅亡する。後醍醐天皇は伯耆の行在から詔を発して、光厳天皇の在位と正慶の年号を廢止し、元弘元年以降のすべての叙位・任官を否定した。④ すべては元弘元年の時点にもどるべし。この論理を所領についても適用すればどうなるか。

建武政権となつて旧領回復をめぐつてブームとなつた背景には、沽却地にかぎらず、二つの原則が提示されていたと理解される。それが法令として發布されたかはともかく、この二つの原則を本領安堵令と呼ぶことにしたい。

(1) 元弘元年以降における由緒による所領の移動については、すべてこれを否定する

(2) 鎌倉幕府から発給された文書について、知行の由緒としては、無効とする

先に見た軍中法の、(1)が本所帯の、(2)が本訴の、安堵にあたる。(1)については、元弘元年の時点で当知行であったことと、その知行の由緒を示すことができれば、そのままに認められて、異議があれば、あらためて訴訟となるものであろう。(2)

については、鎌倉幕府による裁定をめぐつて、他の由緒などが提出されると、あらためて検討されることになるわけである。

本領安堵令の(1)は、元弘元年の時点にもどつて、当知行について安堵するのと同じことになっている。相論を裁許するにしても、まず当知行人を認定しなければならぬ。安堵されるというのは、その安堵された所領をめぐつて相論となつたときに、安堵した側の裁判所での裁判にあつて、当知行人として認定されるということの意味している。鎌倉幕府が滅亡し、あるいはその正当性を否認する立場からすれば、鎌倉幕府の裁判所などは存在しない。⑤ そこで、安堵されていないことになつてしまふ所領をめぐつては、何らかの判断をすることなく当知行人を認定するとすれば、ある時点をとつて、一律に当知行について安堵されるようにしておく必要がある。戦乱の間に出された由緒は、相互で矛盾するものもある。戦乱の間に出された由緒は、相互で矛盾するものもある。先に見た検断事書にも、「閔是非、先可沙汰居本知行之仁」と見える。けれど、論旨も由緒にならないというのでは、後醍醐天皇にとつて自己否定になつてしまふ。本領安堵令の(1)について、論旨は例外ということになる。元弘三年六月十五日宣旨が出された背景は、このように理解される。

元弘三年も七月下旬になると、このころ「一同の法」と呼ばれた、次のような官宣旨が発令されている。

左弁官下 （花押影） 安芸国

応令士卒民庶、当知行地不可有依違事

右、大納言藤原朝臣宣房宣、奉勅、兵革之後、士卒民庶未安堵、仍降糸綸被救牢籠、而万機事繁、施行有煩、加之、諸国之輩不論遠近、悉以京上、徒妨農業之条、還背撫民之義、自今以後、所被闕此法也、然而、除高時法師党類以下朝敵与同輩之外、当時知行之地、不可有依違之由、宜仰五畿七道諸国、勿敢違失、但、於臨時勅断者、非此限者、国宜承知、依宣行之、

元弘三年七月廿五日 大史小槻宿祢 （花押影）

少弁藤原朝臣 （花押影）

いわゆる建武政権は、朝廷が幕府をというよりも、後醍醐天皇によって北条氏を打倒して、樹立されたものであった。北条与党の所領は没収されて、後醍醐天皇によって恩賞として分配される。所領の安堵をめぐって綸旨を発給するという「此法」を撤廃して、北条高時とその与同人を除いての所領は、諸国をして当知行について安堵せしめるというのである。

佐藤論文では、「此法」というのを旧領回復令であるとし、「糸綸」は本領安堵のための綸旨と解釈されている。本領として他人に回復されてしまわないためにも、当知行についても安堵の綸旨が申請される。所領についていちいち綸旨で安堵されることとなっていたというのである。この方針を撤回して、当知行について一律に安堵せしめることにしたのが、「一同の法」の趣旨であったということになる。ここでは、綸旨による安堵から当知行による安堵へという転換が想定されている。

これに対して、黒田論文は、「此法」といっても必ずしも法令を指すとはかぎらないからとして、士卒民庶にまで綸旨を発給するという、「方式」と解釈して議論を進める。建武政権の成立から、当知行安堵が方針とされていた。「一同の法」の趣旨は、安堵についての方式を変更するところにある。士卒民庶にまでの綸旨の発給は停止して、これから問題があれば、諸国をして処理せしめるというわけである。つまり、綸旨をもってする安堵から国宣をもってする安堵へと転換したということになる。

しかし、「一同の法」が発令されてからも、綸旨の発給が停止されたわけではない。「一同宣旨に任せて」当知行について安堵せしめた綸旨すら見られる。ここから、「一同の法」の趣旨について、それまでは安堵について綸旨を請求できる

のみであったのが、国衙にも国宣の発給を申請できるようにと、窓口を開いたものにすぎないという見解も出されている。事実、現象面からすれば、この見解は妥当なもの認められる。

建武二年の二月、大隅国伊作庄に拠る、島津氏の一族、島津左京入道道恵こと伊作宗久は、筑後国小家庄の地頭職をめぐって、代官をして、雑訴決断所に目安を提出させた。伊作宗久の主張するところによれば、筑後国小家庄の地頭職は、勲功の賞として、綸旨をもって宛行われた所領である。元弘の乱にあつて、鎌倉幕府の鎮西探題である北条英時が攻略された合戦を博多合戦という。伊作宗久は、博多合戦に、綸旨をうけて一方の総大将となつた、同族の島津貞久の脇大将として、軍功をあげた。それなのに、半年あまりがすぎても、何の恩賞の沙汰もない。脇大将といつても、総大将と同様に恩賞のあることには、傍例もある。そこで、伊作宗久としては、目安を提出して、恩賞を請求することとした。そして、建武元年の十一月二十六日に、綸旨が発給されて、筑後国小家庄の地頭職が宛行われたのである。伊作宗久は、法にまかせて、この綸旨を申状とともに雑訴決断所に提出して、雑訴決断所牒による施行をうけようとした。ところが、建武二年の正月に、本主である、志田三郎左衛門尉が綸旨をうけているので、ということ、伊作宗久に宛てられた綸旨は返却されてしま

つた。志田三郎左衛門尉というのは、北条茂時に重代の祇候人であつた人物である。その所帯は、闕所として、たびたび守護から注進されている。恩賞というのは、没収された所領を宛行われる。それを、本主だからといって、取戻されたりしたので、どうして知行することができようか。それに、特別な軍功のないかぎり、本領安堵の申請は認められないことになつてゐるはずである。朝敵となつたものが、勅免もされていなのに、本主だからといって、綸旨をうけるようなことがあつていいものか。伊作宗久の目安では、このように主張されている。

もとより、志田三郎左衛門尉としては、その所領が他人に宛行われようとしてゐることを知つてであろう、当知行安堵を申請したものと思われる。ただ、伊作宗久の目安では、すでに闕所として注進されているからとして、それを本領安堵の申請と解釈していることが注意される。

安堵綸旨事、去々年十月以後一向止之、被与御牒之処、如此党類、以不知行之地掠給御牒、令濫妨所々之間、是又去年十月以後、于今被閱之、敢無沙汰、何況於綸旨哉、尤不可有之歟、将又本領并由緒地所望事、無別功者、不及御沙汰云々

本領安堵については、綸旨が発給されることとなつていたが、去々年(元弘三年)の十月までで、雑訴決断所牒が交付される

ことになった。そして、去年（建武元年）の十月、これも止められてしまっている。建武二年の正月となつて、本領安堵の論旨などあるはずがないというのである。

「青方文書」には、次のような事書の断片が残されている。

一 頼朝卿以来建立没寺領事

混没収、於近日多被充行人給敷、仏法之衰微罪業因縁也、於帶將軍家下文之状者、宜被返付之、私寄附所者、申披開発由来并諸司要劇、以武威猥寄附所類非此限、但又有

□用三宝物之侵者、就興隆之勝劣可有沙汰、

一 諸人本領事

近年依関東非抛之沙汰、無謬所領多収公之由有其聞之間、就証文之美、可被返付之旨沙汰之処、奸訴之輩或誘取他人証文、称相承、或隱密没収之罪科、致謀訴、不直企裁断煩也、近来之牢籠及募申勲功之外者、暫可闕之、

建武元年六月廿七日

これは、本領安堵令の(2)を修正したものである。鎌倉幕府からの発給文書で無効とされるのは、安堵の下文ばかりであるとはかぎらない。寄進状が否定されてしまえば、寄進行為がなかったことになり、朝敵の所領として没収の対象にされ、本主があれば、返付されることにもなる。裁許状が否定されると、異議の申し立てによつて、再審となつて、あらためて所領が返付されることもある。

本領安堵をめぐる、不正な訴訟が行われるというので、勲功があつてということでもない、近來の所領喪失でなければ、審理の対象としないこととする。この事書の断片に見られる規定は、伊作宗久の目安にいうところ、申請を制限する理由について、申請が受理される範圍をめぐる、一致している。「近來之牢籠」というのは、所領を喪失してから、不知行年紀を経過していない場合をいうのであろうか。再審の請求そのものは、鎌倉時代以来、許されていたところであつた。六月から十月までは期間があるけれど、九州にまでとどくに時日を要したであらうし、すでに申請されていた場合には、すぐに却下されたわけでもあるまい。建武元年の十月までで本領安堵の訴訟が制限されることとなつたのは、先の事書からしたものと考えられる。

現存するかぎりにおいて、雑訴決断所牒の初見は、元弘三年の十月である。雑訴決断所は、元弘三年の九月には設置されていたものと推定されている。「一同の法」で本領安堵について記録所から雑訴決断所に移管されたというのではなくても、おそらく、雑訴決断所の開設によつて、本領安堵をめぐる訴訟も雑訴決断所に提訴されることになつたものであろう。ただし、このあつても、本領安堵について記録所に論旨の発給を申請することはできたらしい。

「一同の法」については、写とか案文のかたちで残されて

いる。日付は二十六日とするものが多いが、他の日付もある。「此法」を撤廃するという前段と後段とをつなぐ部分で「然而」とあるところが「然者」となっているものもあって、「此法」は撤廃する、「それで」、当知行について諸国をして安堵せしめるというように解釈されてきた。繪旨による安堵から当知行による安堵へと方針を転換したとか、安堵の方式について繪旨から国宣へと変更されたとか、理解されてきたわけである。しかし、「しかれども」と読んで、逆接に解釈すればどうなるであろうか。

「此法」と「一同の法」は、同じ趣旨から出されたものであつたことになる。「此法」というのを、法令としても方式としてもよい。軍功があるからといって、所領を濫妨するよなことは認めない。元弘元年以降については、繪旨のみを由緒として認める。本領安堵令の施行についても、繪旨を待つべし。この方針は撤回する。これからは、繪旨でなくても由緒として認められる。「しかれども」、自由に旧領を回復するようなことは認められない。諸国をして当知行について安堵せしめることとする。「一同の法」の趣旨については、このように解釈できる。

「一同の法」は、「但、於臨時勅断者、非此限」と規定している。所領をめぐって、繪旨で裁断するのをやめはしないというのである。『建武記』という史料がある。建武政権の

法制などを、ほぼ年代順に収めている。その冒頭から載せられていた条々に、本領安堵について「但、其人若為要須者、宜在臨時聖断」とあり、恩賞地とされたところが当知行人がいるといったケースをめぐって「其身非朝要之仁者、依事可有用捨」と見える。法文にこのようにあるのを頽廢とする見解もある。けれど、法外の処置であればこそ、恩恵になる。当知行安堵については、「以一同之法被下宣旨之上者、重不及其沙汰、但依非分之妨不全管領之由愁申者、(中略)、可有裁許」と規定されている。

いわゆる建武の徳政令が、先に見たように、記録所の壁書について作成された案文によつて残されていることに注意したい。記録所における裁許の基準について示したものであつても、法文として公布されたわけではない。何らかの基準で一般に本領安堵が実現されたというのではなく、記録所に申請すると、条件を満足していれば、本領安堵を認めるという後醍醐天皇の意向を通知する、繪旨が発給されるだけである。繪旨に対して、他の由緒によるなど、異論があれば、あらためて相論となるのであろう。

元弘元年からの由緒をいつまで否定していたのでは、所領の移動そのものができなくなってしまう。ひとまず元弘元年の状況が回復されれば、それでよい。そのときにあらためて当知行について安堵するのは、予定されていた政策ではなか

ったか。戦乱を契機として、またその結果として、所領をめぐつての相論が予想される。そのための機関が確立するまでは、相論のもとになる所領の移動そのものを凍結しておく。第三者として相論を裁許したところで、理のある側が勝訴するのであつてみれば、別段の恩恵にはならない。新政権のリーダーとなる醍醐天皇から、所領の安堵をうけ、恩賞を宛行われ、相論を有利に展開できるとなつて、そこに一対一の主従関係が設定されてくる。「一同の法」が発令されたのは、主従関係を設定する論旨の発給と、相論の裁許とを、分別するところにその意義があつたと評価される。

註

- ① 佐藤進一『南北朝の動乱』（日本の歴史9）、一九六五年一〇月、中央公論社。
- ② 黒田俊雄「中世の国家と天皇」(『岩波講座日本歴史6 中世2』、一九六三年二月)、黒田俊雄『日本中世の国家と宗教』（一九七五年七月、岩波書店）所収。
- ③ 詔・勅・宣旨・太政官符・官宣旨などと論旨との違いは、次のように整理できると思われる。詔とか官符などは、その様式から、複数の人物があつて発給されることになる。たとえば官宣旨であれば、天皇の他に、勅を奉じた人物と弁官・史官の、都合して三名が少なくとも必要である。これに対して、論旨について見ると、奉者はあつても、それが書札札からしてのものであることは、奉者の署名ま

でも醍醐天皇が自ら記している、論旨様宸翰ともいうべきものが存在することからも知られる。管見のところ、たとえば宣旨様宸翰のごときものは、これを知らない。

- ④ すでに元弘の乱より以前の後醍醐天皇の親政時代において、持明院統に属する所領について、論旨をもって沙汰しようとしたことがある。これは、後宇多院政のころにもそうしたケースがあつて、室町院領の帰属をめぐつてのトラブルからしたものと考えられる。室町院領については、持明院統の鎌倉幕府への提訴によつて、大覚寺統と持明院統による折中が確認された。中村直勝「室町院領」(中村直勝『荘園の研究』、一九三九年一〇月、星野書店)参照。
- ⑤ 『大日本古文書 家わけ第七 金剛寺文書』一二九号。
- ⑥ 『赤松俊秀教授退官記念国史論集』、一九七二年二月。「建武政権の所領安堵政策」と改題して、黒田俊雄註②前掲書所収。
- ⑦ 『福島県史』第七巻 中世文書47有造館本結城古文書写 九二号。次のような陸奥国国宣の案文がともに残されている(九一号)。
- 陸奥国那々已下、檢断可存知糸々、御事書二通、被遣候、得此意、可被致沙汰之由、国宣候也、仍執達如件
- 元弘三年十月五日 前河内守朝重
- ⑧ 白河上野前司入道殿
- ⑨ 註①前掲。
- ⑩ 「光明寺残篇」。
- ⑪ 『日本の政治と文化』、一九八〇年六月、吉川弘文館。
- ⑫ 黒田論文参照。
- ⑬ 『大日本史料』第六編之一、五五五ページ。

⑬ 『中世政治社会思想下』(岩波日本思想大系22)の解題を参照。

⑭ 『公卿補任』。

⑮ ヨーロッパの事例から議論されたものであるが、石井紫郎「財産と法」(『岩波講座基本法学』 財産、一九八三年九月)特に第二章を参考。なお、笠松宏至「中世の『古文書』」(笠松宏至『法と言葉の中世史』、一九八四年九月、平凡社)参照。

⑯ 『大日本古文書 家わけ第十四 熊谷・三浦・平賀家文書』熊谷家文書三八号。

⑰ 飯倉晴武「建武政権の所領安堵文書の交遷」(法政史学三二、一九八〇年三月)参照。

⑱ 小川信「南北朝内乱」(『岩波講座 日本歴史』6 中世2、一九七五年一月)。

⑲ 『南北朝遺文 九州編』二二一号。

⑳ 『南北朝遺文 九州編』四号。

㉑ 『南北朝遺文 九州編』一六七号。

㉒ 繪旨などが発給されると、これを雑訴決断所に提出して、守護(あるいは国衙)宛の雑訴決断所牒を発給してもらう。そして、この雑訴決断所牒について、守護などが遵行にあたる。遵行できなかつた場合には、その事情が請文にして報告され、陳状がとりつがれて、雑訴決断所で相論となつて審理されることになる。繪旨の実現には雑訴決断所牒を要するという法には、繪旨をもつての実力による所領の濫妨を防ぐ目的があつたと理解される。

㉓ 『南北朝遺文 九州編』一九四号。

㉔ 『南北朝遺文 九州編』七四号。

㉕ 『建武記』に載せられた条々に、本領安堵について、累代相伝の文書があれば認められるとしながら、「文治建久以来恩給之地、知行令中絶者、同非沙汰之限」としているのは、鎌倉幕府からの発給文書について、恩賞の下文なども無効としたためと考えられる。

㉖ 森茂暁「建武政権と九州」(『九州中世史研究』第二輯、一九八〇年二月、文献出版)では、まず近來の所領喪失について恩賞とに制限され、ついで恩賞のみに制限されたとされている。

㉗ 森茂暁「南北朝期公武関係史の研究」(一九八四年六月、文献出版)第二章第二節参照。

㉘ この条々をめぐっては、雑訴決断所の条規であるかのようにして議論されてきた。しかし、むしろ記録所における裁許の基準について規定したものではないかと思われる。この条々に規定されているところは、繪旨の改定についてであるとか、繪旨をもつて宛行われる恩賞についての混乱をめぐつてであるとか、繪旨にまつわるケースが中心となっていると見られる。一応の基準は規定しながらも、後醍醐天皇との関係しだいでは、例外的な処置も可能というわけである。この条々は統けて「於決断所可有沙汰条々」とあつて、雑訴決断所で審理されるべき項目について定めている。雑訴決断所での審理にあつても、この条々を準用せよといったものであろうか。

㉙ 村井章介「建武・室町政権と東アジア」(歴史学研究会 日本史研究会編『講座 日本歴史』4 中世2、一九八五年二月、東京大学出版会)。

(関西大学大学院生